



# ひのき通信



平成24年冬号★1

(有) 桧住建 0740-32-2415

あられのカラカラという音も聞こえるようになりました。もう少しすれば、高島も銀世界になり、いつもとは別世界のようになることでしょう。メタセコイヤの並木道は、シャッターチャンスでいっぱいでしょうね〜♪

当社の施工事例をごらんください♪



今回のちょっと  
情報！ 次のページへ

# 消費税増税と住宅取得のタイミング

消費税が、H26年 4月1日に 8% に  
H27年10月1日に 10% に引き上げとなります。

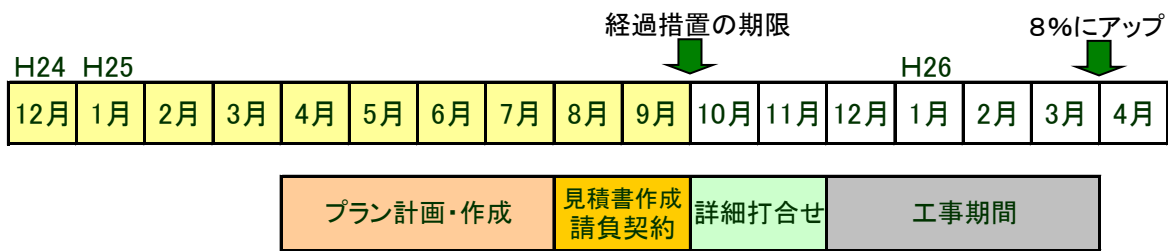
## 消費税がかかる範囲

- 建築費・・・課税対象です
- 土地・・・対象になりません
- ★ただし、土地関連の造成費・地盤調査費・地盤改良費・仲介手数料などは課税対象です

注文住宅については、新税率施行の半年前までに請負契約を締結した場合には、旧税率が適用される経過措置がとられます！

## 税率5%が適用される住宅

H25年9月30日までに請負契約を締結した住宅、もしくは、  
H26年3月31日までに引渡しを受けた住宅

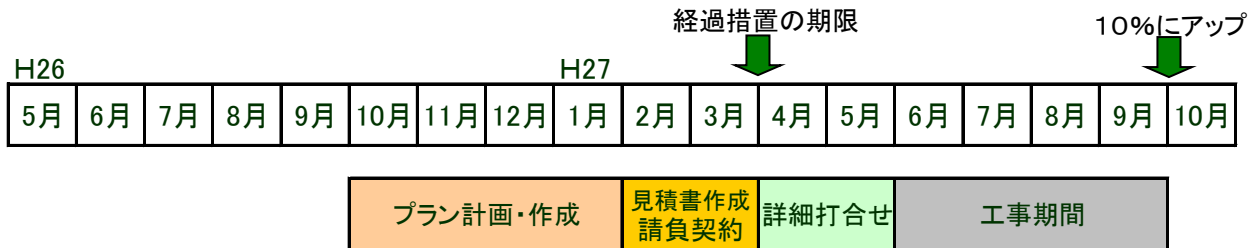


！！H25年9月30日までに請負契約を締結した住宅は、  
H26年4月1日以降に引渡しを受けた場合でも、5%が適用！

●契約日がH25年10月1日を越えても、引渡し日がH26年3月31日までなら、5%が適用

## 税率8%が適用される住宅

H25年10月1日からH27年3月31日の間に請負契約を締結した住宅、もしくは、  
H27年9月30日までに引渡しを受けた住宅



！！H25年10月1日からH27年3月31日の間に請負契約を締結した住宅は、  
H27年10月1日以降に引渡しを受けた場合でも、8%が適用！

●契約日がH27年4月1日を越えても、引渡し日がH27年9月30日までなら、8%が適用